

議案第15号

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

大口町社本育英事業金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、社本育英事業奨学金制度の見直しにあたり、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和57年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条を1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基金の管理)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(益金の処理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(繰替運用等)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p><u>(基金の額)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>基金の額は、5,000万円とする。</u></p> <p>(基金の管理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(益金の処理)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(繰替運用等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>